

第5章 障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本町の障がいのある人が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

なお、国の基本指針に基づき、第5期障がい福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進（※自立生活援助の創設）

※自立生活援助：

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問などによる、適切な支援を行うサービス

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築等。

(3) 就労定着に向けた支援（※就労定着支援の創設）

※就労定着支援：

一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、また就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「地域共生社会」の実現に向けた、地域でのボランティア活動への支援等、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくり等。
- ・対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくことによる支援の円滑な利用等。

2 第4期計画の進捗について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

図表 本町における地域移行の目標（平成29年度末）

項目	数値	備考
平成25年度末（2013）時点の入所者数（A）	24人	・平成25年度末（2013）時点の施設入所者数
平成29年度末（2017）の施設入所者数（B）	【目標値】 20人	・平成29年度（2017）末時点の利用人員
	【実績値】 24人	
削減見込（A-B）	0人	・差引減少見込み数
地域生活移行者数	【目標値】 4人	・施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
	【実績値】 0人	

◎ 本町の取り組み状況

施設入所者の状況を確認し、必要な支援や地域移行に向けて取り組みを進めてきましたが、平成29年度（2017）見込みでは24人となり、目標値を下回る推移となっています。

また、施設入所からグループホーム等へ移行する地域生活移行者数については、平成28年度（2016）では0人となっており、第4期計画の目標値を下回る見込みとなっています。

◎ 取り組みの評価・今後の改善等について

施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」への移行ニーズや求められる支援等の把握と分析を進める必要がありますが、障がいのある人、介護者の高齢化の進行もあり、国の基本指針に基づく地域生活への移行の促進は、今後困難が予想されます。

65歳以上の方については、状態によって介護保険サービスへの移行も選択肢に入れながら、相談支援、体験の機会等の創出に努めるなど、地域生活支援拠点等の整備と併せて、一人ひとりに合った地域生活移行支援の構築が求められます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

図表 本町における地域生活支援拠点等の整備（平成29年度末（2017））

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 1か所	・平成29年度末（2017）までに、町内に存在する施設・機関を有機的につなぎ、町全体として、障がいのある人の地域生活を支援する機能の充実

◎ 本町の取り組み状況

地域生活支援拠点等の整備については、平成 27 年度（2015）より地域自立支援協議会等において、地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトを立ち上げ、地域生活支援拠点等の整備に関する協議を進めてきました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善等について

国の基本指針において第 5 期においても継続目標となったことも踏まえ、今後は、平成 32 年度（2020）に黒川地域内のサービス提供事業所が機能を分担して担う「面的整備」に向けて、障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制について継続的に検討を進めます。

(3) 就労支援

図表 本町における福祉施設から一般就労への移行の目標（平成 29 年度末（2017））

項 目	数 値	備 考
平成 24 年度（2012）の 一般就労移行者数	2 人	・平成 24 年度（2012）において*福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成 29 年度（2017）の 一般就労移行者数	【目標値】 2 人	・平成 29 年度（2017）において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	【実績値】 0 人	

*福祉施設：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）利用者

図表 本町における就労移行支援事業の利用者数の目標（平成 29 年度末（2017））

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末（2013）の 就労移行支援事業の利用者数	2 人	・平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
平成 29 年度末（2017）の 就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 2 人	・平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	【実績値】 3 人	

◎ 本町の取り組み状況

就労支援については、サービス提供事業所とも検討を進め、支援向上に努めてきましたが、計画期間においては福祉施設利用者の一般就労への移行者数は 0 人となっており、目標値を下回る推移となっています。

また、福祉施設利用者の就労移行支援事業の利用者はともに目標値を上回り、平成 29 年度の利用者は 3 人となっています。

◎ 取り組みの評価・今後の改善等について

現状では、就労移行支援事業の利用者は増加していますが、一般就労への移行には結びついていない状況です。

そのため、就労移行支援事業の利用促進につながるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら、就労への支援力向上に取り組んでいきます。

3 第5期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、障がいのある人、介護者の高齢化の進行もあり、国の基本指針に基づく地域生活への移行を促進することは、今後困難が予想されます。

そのため、施設入所者数の削減は0人、地域移行者数は1人を見込んでいます。今後も引き続き本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行に努めます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の指針による考え方
平成28年度(2016)の施設入所者数(A)	22人	・平成28年度(2016)末時点の施設入所者数
平成32年度末(2020)の施設入所者数(B)	25人	・平成32年度(2020)末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込(A-B)	0人	・平成28年度(2016)末時点の施設入所者数から2%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	1人	・平成28年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す新たな政策理念を設定したことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

なお、協議の場は、精神科医療に携わる者の参加が必須であり、また、既に開催している協議会や個別ケースの協議の場がこの目的を果たす同等の組織である場合、既存の組織を活用することもできるとしていることから、地域自立支援協議会において平成32年度(2020)までに協議の場を設置します。

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置 (1か所)	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定

② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

関係機関との連携を図るとともに、居住の場を含めた障害福祉サービスの充実を進め、県の設定した平成 32 年度（2020）末時点の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標達成を目指します。

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

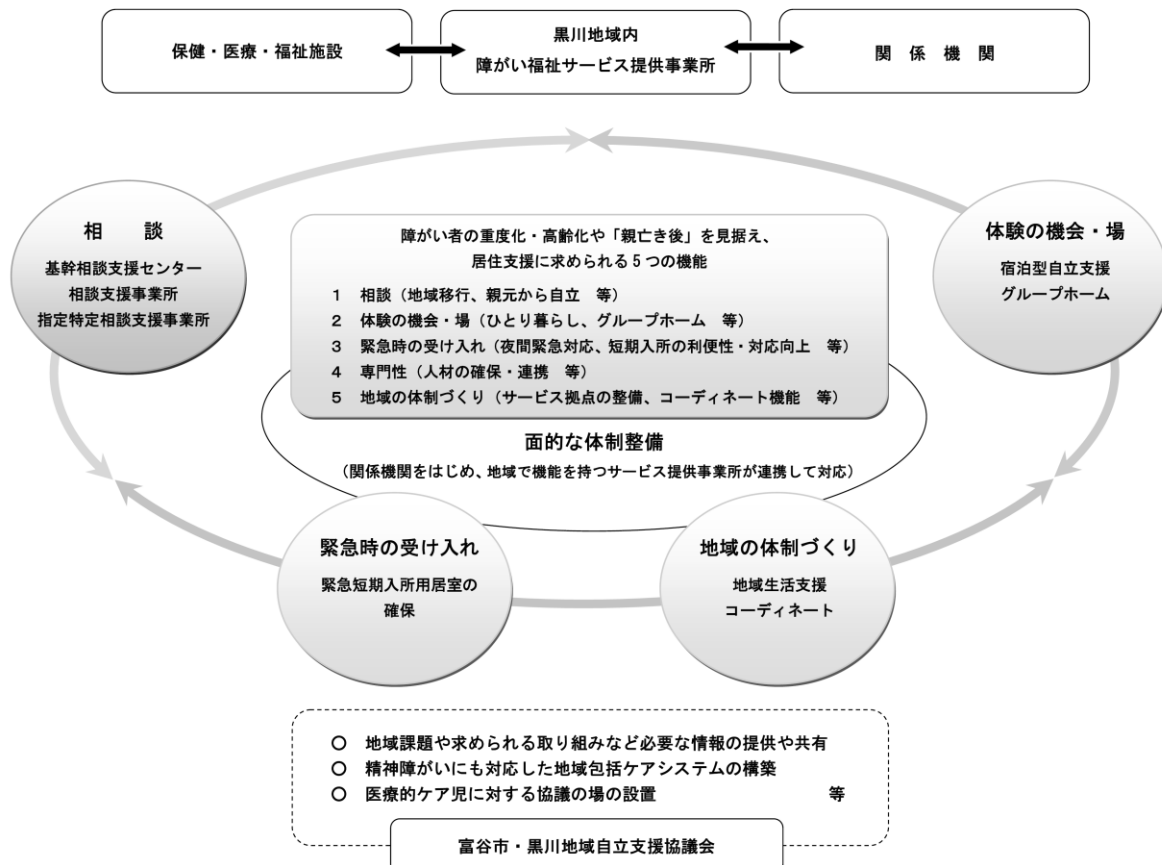
項目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 平成 32 年度末（2020） 時点の地域移行に伴う 基盤整備量（利用者数）	5 人 (65 歳以上 3 人 65 歳未満 2 人)	・平成 26 年（2014）の精神病床の入院者数をもとに県で設定した本町の人数

（3）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制といった 5 つの機能に対応するために、本町では地域で機能を持つサービス提供事業所が連携して対応する「面的整備」によって進めます。

また、居住支援に求められるすべての機能に対応していくことは困難であることから、優先順位を定め、段階的な充実を図ります。特に③緊急時の受け入れ・対応（24 時間、365 日体制）については、優先度の高い取り組みとして地域自立支援協議会の整備検討プロジェクト委員会において整備のあり方を検討し、早期実施を目指していくこととします。

図表 地域生活支援拠点等の整備イメージ



図表 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	1 か所	・平成 32 年度（2020）末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備

（４）福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等による利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成 28 年度（2016）の 一般就労移行者数	0 人	・平成 28 年度（2016）に一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度末（2020）の 一般就労移行者数	2 人	・平成 32 年度（2020）末までに平成 28 年度（2016）実績の 1.5 倍以上

② 就労移行支援事業の利用者数

図表 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成 28 年度末（2016）の 就労移行支援事業の利用者数	2 人	・平成 28 年度（2016）末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】 平成 32 年度（2020）末の 就労移行支援事業の利用者数	3 人	・平成 32 年度（2020）末における利用者数（サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された者）が、平成 28 年度（2016）末における利用者数の 2 割以上増加

③ 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

図表 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成 28 年度末（2016）の 就労移行率が 3 割以上である 就労移行支援事業所の割合	0.0%	・平成 28 年度末（2016）において就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 平成 32 年度末（2020）の 就労移行率が 3 割以上である 就労移行支援事業所の割合	50.0%	・平成 32 年度末（2020）までに全体の 5 割以上とすること

④ 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

図表 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成 29 年度（2017）の 支援開始 1 年後の職場定着率	—%	・実績（見込み）
【目標値】 平成 31 年度（2019）の 支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%	・各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本 ※平成 30 年度（2018）は事業実施の初年度の ため、目標値を設定しない
【目標値】 平成 32 年度（2020）の 支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%	

4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、平成 32 年度（2020）の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

（1）訪問系サービス

[サービス概要]

事業名	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

[第 4 期の利用状況]

- 利用人数は増加傾向にありますが、利用時間については減少しており、1人当たりの平均利用時間が減少しています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
居宅介護 重度訪問介護	実績・見込み	18	18	23	25	28	30
	第4期計画値	18	18	18			
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績・見込み	764	752	725	808	893	950
	第4期計画値	720	720	720			
平均利用時間（時間/人）		41.9	42.2	32.2	32.0	31.8	31.5

※平成 27 年度（2015）・平成 28 年度（2016）の利用実績は月平均、平成 29 年度（2017）は 3 月末現在

[第 5 期見込み量の設定]

- 利用人数については、第 4 期の推移を踏まえ、各年度 2 人増を見込みます。
- 利用時間数については、1 人当たりの平均利用時間の減少を踏まえて設定します。

[見込み量確保の方策]

- 引き続きサービス提供事業所での供給状況を確認し、見込み量を確保します。
- 訪問系サービスは在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、サービス提供にあたっては多様なニーズが想定されます。そのため、障がい特性を理解できるヘルパーの育成等、サービスの向上に努めながら利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

[サービス概要]

事業名	内 容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

[第4期の利用状況]

- 利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項 目	単 位	第4期			第5期			
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
生活介護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	53	53	57	59	62	65
	第4期計画値		52	52	52			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	1,045	1,060	1,163	1,217	1,273	1,333
	第4期計画値		936	936	936			
平均利用日数 (日/人)			19.7	20.0	20.6	20.6	20.6	20.6

※平成27年度(2015)・平成28年度(2016)の利用実績は月平均、平成29年度(2017)は3月末現在

[第5期見込み量の設定]

- 利用人数については、第4期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度2~3人の増を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数(20.0日/人)を乗じて算定します。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、黒川地域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。
- 今後も日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

[第4期の利用状況]

（機能訓練）

- 計画期間での利用はみられない状況です。

（生活訓練）

- 利用状況は利用人数、利用日数ともに増加推移となっています。特に平成29年度（2017）では利用者数・日数ともに増加し、平均利用日数についても26.0日/人と大幅に増加しています。

項 目	単 位	第4期			第5期			
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
自立訓練 （機能訓練）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第4期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第4期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立訓練 （生活訓練）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	1	3	5	5	5	5
	第4期計画値		1	1	1			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	17	36	130	130	130	130
	第4期計画値		14	14	14			
平均利用日数（日/人）			20.5	13.0	26.0	26.0	26.0	26.0

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

[第5期見込み量の設定]

（機能訓練）

- 第4期における利用者はみられないため、第5期についても利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めることとします。

(生活訓練)

- 平成 29 年度 (2017) の利用状況が計画期間においても継続することを見込み、利用者数を 5 人、1 人当たり見込み利用量 (26.0 日/人) を乗じて算定します。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、黒川地域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。
- 仙台圏域等の市町村及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方の把握に努めます。

③ 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

[第 4 期の利用状況]

- 利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第 4 期			第 5 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
就労移行支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	2	3	3	3	3
	第 4 期計画値		2	2	2			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	54	30	58	60	65	65
	第 4 期計画値		33	33	33			
平均利用日数 (日/人)		17.1	18.7	19.3	20.0	21.7	21.7	

※平成 27 年度 (2015) ・平成 28 年度 (2016) の利用実績は月平均、平成 29 年度 (2017) は 3 月末現在

[第 5 期見込み量の設定]

- 利用人数については、平成 29 年度 (2017) の利用状況が計画期間においても継続することを見込み、各年度 3 人と見込みます。
- 利用日数については、1 人当たりの平均利用日数の増加を踏まえて設定します。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、黒川地域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。
- 一般就労への移行につながるよう、関係機関や相談支援事業所等と連携して利用が見込まれる対象の把握に努めます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

[第4期の利用状況]

- 就労継続支援（A型・B型）ともに、利用人数、利用日数は増加しており、計画値を上回る推移となっています。
- 利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項目	単位	第4期			第5期			
		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
就労継続支援（A型）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	2	4	6	6	7
	第4期計画値		3	3	3			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	52	65	96	137	137	159
	第4期計画値		60	60	60			
平均利用日数（日/人）			18.8	26.8	22.7	22.7	22.7	22.7
就労継続支援（B型）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	39	39	43	45	48	51
	第4期計画値		39	40	41			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	695	688	798	849	903	961
	第4期計画値		669	698	728			
平均利用日数（日/人）			17.9	17.6	18.8	18.8	18.8	18.8

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

[第5期見込み量の設定]

(就労継続支援A型)

- 利用人数については、第4期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度1～2人の増を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数（22.7日/人）を乗じて算定します。

(就労継続支援B型)

- 利用人数については、第4期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度2～3人の増を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数（18.8日/人）を乗じて算定します。

[見込み量確保の方策]

- 本町には就労継続支援 A 型事業所がなく、仙台圏域等のサービス提供事業所を利用している状況にあるため、町内の企業とも連携を図りながら提供できるよう努めます。
- 障がい特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、就労に対するニーズも多様化することが見込まれます。そのため、多様な働き方につながるよう知識及び能力の向上、必要な訓練機会の充実に努めます。

⑤ 就労定着支援（新規）

[サービス概要]

事業名	内 容
就労定着支援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

項 目	単 位	第 5 期		
		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
就労定着支援	見込み 利用人数 (実人/月)	0	1	1

[第 5 期見込み量の設定]

- 平成 30 年度（2018）からの新たなサービスであり、今後一般就労へ移行する方への就労定着を 2 人と見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方を把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、黒川地域内のサービス提供事業所と連携し、必要な提供基盤の確保に努めます。

⑥ 療養介護

[サービス概要]

事業名	内 容
療 養 介 護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。

[第 4 期の利用状況]

- 利用人数は減少しており、計画値をやや下回る推移となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
療 養 介 護	実績・見込み	4	4	3	3	3	3
	第 4 期計画値	5	5	5			

※平成 27 年度（2015）・平成 28 年度（2016）の利用実績は月平均、平成 29 年度（2017）は 3 月末現在

[第 5 期見込み量の設定]

- 平成 29 年度（2017）の利用状況が計画期間においても継続することを見込み、各年度 3 人と見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、引き続き広域との調整を図ります。
- 療養介護については、18 歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込み量の把握に努めます。

⑦ 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

[第 4 期の利用状況]

- 利用人数、利用日数ともに増加していますが、利用日数は計画値を下回る推移となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
短期入所 (福祉型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	11	12	16	18	20	23
	第 4 期計画値		16	16	16			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	49	53	62	70	79	89
	第 4 期計画値		80	80	80			
平均利用日数 (日/人)			4.5	4.3	3.9	3.9	3.9	3.9
短期入所 (医療型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	—	—	2	3	3	3
	第 4 期計画値							
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	—	—	4	6	6	6
	第 4 期計画値							
平均利用日数 (日/人)			—	—	2.0	2.0	2.0	2.0

※平成 27 年度（2015）・平成 28 年度（2016）の利用実績は月平均、平成 29 年度（2017）は 3 月末現在
 ※第 4 期においては福祉型に一括して計上

[第 5 期見込み量の設定]

- 利用人数については、第 4 期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、福祉型は各年度 2～3 人増、医療型は各年度 3 人と見込みます。

- 利用人数については、各年度に見込まれる利用人数に1人当たりの平均利用日数（福祉型：3.9日/人、医療型：2.0日/人）を乗じて算定します。

[見込み量確保の方策]

- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、黒川地域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスの確保を図ります。
- 地域生活支援拠点等の整備を推進するうえで、相談支援や緊急時の対応などの機能を強化した緊急短期入所居室確保事業の整備等、総合的に取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

[第4期の利用状況]

- 利用人数は増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項 目	単 位	第4期			第5期		
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
共同生活援助	実績・見込み	30	31	33	34	34	34
	第4期計画値	23	24	25			

※平成27年度（2015）・平成28年度（2016）の利用実績は月平均、平成29年度（2017）は3月末現在

[第5期見込み量の設定]

- 利用人数については、第4期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度34人と見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みであり、在宅・日中活動サービスの充実とともに、グループホームの体験利用の活用等も実施しながら、総合的に取り組みます。

② 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

[第 4 期の利用状況]

○ 利用人数は増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
施設入所支援	実績・見込み	22	22	24	25	25	25
	第 4 期計画値	22	21	20			

※平成 27 年度 (2015) ・平成 28 年度 (2016) の利用実績は月平均、平成 29 年度 (2017) は 3 月末現在

[第 5 期見込み量の設定]

○ 利用人数については、第 4 期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、1 人増を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 入所者及び家族の高齢化など、国の指針に基づく削減は困難と考えられますが、引き続き入所者の意向に配慮しつつ、地域への移行を推進します。
- グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図ります。

③ 自立生活援助（新規）

[サービス概要]

事 業 名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

項 目	単 位	第 5 期		
		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自立生活援助	利用人数 (実人/月)	0	1	1

[第 5 期見込み量の設定]

○ 平成 30 年度 (2018) からの新たなサービスであり、計画期間においては平成 31 年度 (2019) より 1 人を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 対象となる利用者の心身の状態にあわせて適切なサービスが提供されるよう、広域との調整を図ります。

(4) 相談支援

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

[第4期の利用状況]

- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する際の計画相談支援体制の整備として、指定特定相談事業所として町が指定する事業所数が2か所から3か所と増加（平成29年（2017）1月指定）し、基本相談支援事業所も、1か所から2か所に増加（平成29年（2017）4月）し、障がいのある人の相談体制を整えています。
- 障害福祉サービス等の利用計画の作成状況は、セルフプランを含め100%であり、障害者相談支援専門員が地域の障がい者の意向に基づく地域生活を実現するために、相談、必要なサービスを総合的かつ適切な利用方法を調整し、障がいのある人（子ども）への対応ができるような体制の確保し、維持することが重要です。

（参考）障害福祉サービス等の利用計画の作成状況

【計画相談支援達成率】

障害者総合支援法	平成25年 (2013) 11.30時点	平成26年 (2014) 12.31時点	平成27年 (2015) 12.31時点	平成28年 (2016) 12.31時点	平成29年 (2017) 9.30時点
プラン作成 / 受給者	2 / 123人	49 / 156人	145 / 154人	150 / 150人	159 / 159人
作成状況	1.63%	31.41%	94.16%	100%	100%

- 地域移行支援、地域定着支援については、黒川圏域には、サービスを提供できる事業者がない状況にあるため、制度内容等の理解促進を目的とした研修会を開催するなど、提供基盤の整備に努めています。

項 目	単 位	第4期			第5期		
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
計画相談支援	実績・見込み	113	143	151	156	159	162
	第4期計画値	80	84	88			
地域移行支援	実績・見込み	0	0	0	1	1	2
	第4期計画値	1	1	1			

項 目		単 位	第 4 期			第 5 期		
			平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
地 域 定 着 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	1	1	2
	第4期計画値		1	1	1			

※平成27年度(2015)・平成28年度(2016)の利用実績は月平均、平成29年度(2017)は3月末現在

[第5期見込み量の設定]

- 計画相談支援利用人数については、各年度のサービス利用者数を見込みます。
- 地域移行支援・地域定着支援については、第4期における利用はありませんが、黒川地域内での整備見込み等を踏まえ、それぞれ各年度1~2人を見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援については、引き続き本町のすべてのサービス利用者に対して、サービス利用計画が作成されるよう、サービス提供基盤を確保します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、黒川地域内の市町村及びサービス提供事業所と連携を図り、支援を必要とする方の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤を確保します。

5 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。
	相談支援事業	<p>○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。</p> <p>○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。</p>
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等の習得を目指す事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人（子ども）を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車運転免許取得・改造助成（交）	自動車の改造費用の一部、自動車運転免許の取得費用の一部を交付する事業です。

（２）地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第５期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第５期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第4期			第5期		
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
① 理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1	1	1	1
② 自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
③ 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	2	2	2	2
基幹相談支援センター	か所	—	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	人	9	8	6	8	8	8
	回数	84	54	42	64	64	64
⑦ 日常生活用具給付等事業							
日常生活用具給付等事業（計）	件	454	465	463	470	470	470
介護訓練支援用具	件	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	7	4	8	8	2
在宅療養等支援用具	件	2	5	1	6	6	5
情報・意思疎通支援用具	件	1	3	1	4	4	3
排泄管理支援用具	件	448	449	457	450	450	500
住宅改修費	件	0	0	0	1	1	1
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 平成 29 年度（2017）は 4～12 月利用分

項 目	単 位	第4期			第5期		
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
⑨ 移動支援事業							
移動支援事業	人	1	3	5	4	4	4
	時間	11	126	82	168	168	168
⑩ 地域活動支援センター							
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人	15	17	19	20	20	20
⑪ 訪問入浴サービス事業							
訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2	2	2
	回数	12	73	48	56	56	56
⑫ 日中一時支援事業							
日中一時支援事業	人	6	11	8	9	9	9
	回数	76	73	41	72	72	72
⑬ 自動車運転免許取得費・改造費助成(交)	実施	3	1	2	2	2	2

※ 平成 29 年度 (2017) は 4～12 月利用分

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、研修会等を開催します。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

大和町社会福祉協議会・宮城県社会福祉協議会に委託し、事業を実施します。

また、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努め、相談支援の質の向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち判断能力が十分でない人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託しています。派遣依頼があった場合には今後も連携して対応し、意思疎通支援の充実を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

合理的配慮及び聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援体制の拡充に向けて、引き続き手話サークルとの連携を図るとともに、必要に応じた奉仕員養成の検討を進めます。

⑨ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑩ **地域活動支援センター（必須事業）**

障がいのある人の日中の居場所づくりを促進し、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障がい特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑪ **訪問入浴サービス事業（任意事業）**

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障がいのある人（子ども）、難病の方に対し、訪問し入浴できるよう支援する事業であり、重度の障がいのある子どもへのサービスが提供されています。今後も利用希望者の把握と適切なサービス提供に努めます。

⑫ **日中一時支援事業（任意事業）**

日中一時支援は、障がいのある人（子ども）等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につながるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑬ **自動車運転免許取得費補助金交付事業・改造費補助金交付事業（任意事業）**

障がいのある人の外出や社会参加の拡大につながるよう支援を継続して行います。

